

平成22年度  
「新エネルギーベンチャー技術革新事業」公募要領

公募受付締切日  
平成22年5月24日（月）15：00（フェーズA及びB）

※本事業におけるフェーズCの公募受付締切日は、  
平成22年5月17日（月）15：00です。

**【ご注意】府省共通研究開発管理システム(e-Rad)への事前登録について**

本事業への申請には、あらかじめ「府省共通研究開発管理システム(e-Rad)」へ所属研究機関及び研究代表者の登録を行っていただくとともに、申請内容の基本情報（応募基本情報）をe-Radへ申請することが必要です。

申請者は申請時までにe-Radへ「所属研究機関」及び「研究代表者」を登録しておき、申請に際しNEDOに申請書類をご提出いただくとともに、申請内容の基本情報（応募基本情報）をe-Radへ申請する必要があります。

所属研究機関の登録手続きには、2週間以上かかる場合がありますので、十分余裕をもって実施してください。

複数機関で申請する場合は、申請者及び全ての連名申請者について、機関毎にe-Radへ申請してください。

詳細はe-Radポータルサイトを参照して下さい。また不明な箇所は、e-Radヘルプデスクにお問い合わせください。

◆e-Radポータルサイト：<http://www.e-rad.go.jp/>

◆e-Rad利用可能時間帯：6:00～26:00〔(月)～(金)〕、18:00～26:00(日)  
(土曜日は運用停止。祝祭日は、上記のとおり利用可能)

◆e-Rad ヘルプデスク: Tel:0120-066-877  
(9:30～17:30 ただし土、日、祝を除く)

重要

e-Radによる申請手続きを行わないと、本事業への申請が出来ませんので、ご注意ください。

平成22年3月  
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
研究開発推進部

## **【ご案内】中小企業技術革新制度(SBIR制度)による支援措置について**

本事業は、中小企業技術革新制度（SBIR制度）の「平成22年度特定補助金等」として指定される予定のものです。

本事業の委託先のうち中小企業者等は、その成果を利用した事業活動を行う場合に、各種支援措置を受けることができます。

なお、支援措置のご利用に当たっては、個別の支援措置ごとに支援機関の審査や確認を受ける必要があります。

SBIR制度とは、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」に基づき、中小企業者等の新技术を利用した事業活動を支援するため、関係省庁が連携して、中小企業者等による研究開発とその成果の事業化を一貫して支援する制度です。

### **<支援措置の概要>**

- 1) 特別貸付を受けることができます～株式会社日本政策金融公庫※の特別貸付制度～
- 2) 特許費用がお安くなります～特許料等の減免措置～
- 3) 信用保証が厚くなります～中小企業信用保険法の特例～
- 4) 投資による資金を期待できます～中小企業投資育成株式会社法の特例～
- 5) 設備資金の貸付が増えます～小規模企業者等設備導入資金助成法の特例～

※中小企業金融公庫は、平成20年10月1日に、株式会社日本政策金融公庫に移行しました。

詳しくは、以下をご参照ください。

<http://j-net21.smrj.go.jp/expand/sbir/sbir.html#a06>

## 目次

<b>【1. 事業の概要】</b> .....	1
(1) 背景.....	1
(2) 目的.....	1
(3) 本事業の特徴 .....	2
(4) 本事業の内容（事業期間、契約形態、事業内容等） .....	3
(5) 実施体制.....	4
(6) 予算.....	4
<b>【2. 応募の要件】</b> .....	5
(1) 申請の要件.....	5
(2) 申請者の要件 .....	5
(3) 申請に関する注意 .....	7
<b>【3. 応募にあたっての留意事項】</b> .....	7
(1) 重複応募の排除.....	7
(2) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応 .....	8
(3) 研究活動の不正行為への対応.....	9
(4) NEDOにおける研究不正等の告発受付窓口.....	10
<b>【4. 提出期限及び提出先】</b> .....	11
<b>【5. 応募方法】</b> .....	12
(1) 府省共通研究開発管理システムによる申請 .....	12
(2) 提出に必要な書類等の作成.....	14
(3) 提出書類の受理に関する注意事項.....	15
<b>【6. 秘密の保持】</b> .....	15
(1) 提出物の管理 .....	15
(2) 応募情報の公表.....	15
(3) 個人情報の取り扱い .....	15
<b>【7. 委託先の選定について】</b> .....	16
(1) 審査方法.....	16
(3) 委託先の決定及び通知.....	17
(4) スケジュール .....	17
(5) その他の留意事項 .....	17
<b>【8. 問い合わせ先】</b> .....	18

## 平成22年度「新エネルギーベンチャー技術革新事業」に係る委託事業者の募集について (平成22年3月19日)

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、次の通り「新エネルギーベンチャー技術革新事業」（以下「本事業」という。）を実施致します。

本事業は、米国のSBIR（Small Business Innovation Research）をモデルに、再生可能エネルギー分野の技術シーズを基にした技術開発について、公募により実施するものです。本事業では、申請テーマに関して、技術の新しさ、商業化の面での有望さ等の観点から選抜・育成し、技術開発段階から事業化段階までの一貫した支援を行う事業として、平成19年度から開始しました。

具体的には、NEDOが、技術開発の事業化までのステップによって、フェーズA（フィージビリティ・スタディ）及びフェーズB（基盤研究）を委託で、フェーズC（実用化研究開発）を助成（助成率2/3）で実施するものです。フェーズAからフェーズBの過程では、競争選抜（以下「ステージゲート審査」という。）を行い、有望テーマの選抜と集中を図り、ベンチャービジネスやベンチャー企業等を支援する仕組みを導入します。

平成22年度は、フェーズA、B及びCへの参加を希望する企業等の法人を広く募集します。フェーズA及びB参加を希望する企業等の法人は、以下の要領にしたがってご応募ください。ただし、フェーズCは、イノベーション推進事業の中で募集します。

なお、本事業は平成22年度政府予算案を前提として公募を行うため、成立した予算の内容に応じて変更があり得ます。

### 【1. 事業の概要】

#### （1）背景

我が国では、例えば太陽光発電の導入量が1997年には世界一となるなど、一定の実績をあげてきました。しかし、全般的には、エネルギー変換効率や設備利用率が上がらないなど、競合するエネルギーと比較して経済性の面等における制約から普及が十分ではなく、事業化に向け未だ多くの課題が残されています。

このため、太陽光、風力、バイオマス等の再生可能エネルギー及び燃料電池・蓄電池等、特に導入を促進すべきエネルギー分野において、効率性を飛躍的に高め、エネルギー源の多様化を実現する「革新的なエネルギー高度利用技術」の開発と利用を強化することが必要です。

なかでも、新エネルギーの分野におけるベンチャービジネスの参入促進や周辺関連産業の育成などによって、石油代替エネルギーの産業構造に厚みを増し、新エネルギー産業全体としての経済性の向上を図ることが重要です。

#### （2）目的

本事業は、新・国家エネルギー戦略（経済産業省：2006年5月）における「新エネルギー・ベンチャービジネスに対する支援の拡大」や、新エネルギー部会中間報告（経済産業省総合資源エネルギー調査会：2006年11月）における「ベンチャー企業による多様な技術革新の活性化の必要性」に基づき実施するものです。

具体的には、ベンチャー・中小企業等の保有する潜在的技術シーズを活用した技術開発の推進を支援するとともに、新事業の創成と拡大等を目指した事業化・ビジネス化を支援することを目的とします。そのため、新エネルギーの分野における技術の選択肢を拡大するとともに、ベンチャー・中小企業等の革新的な技術に対し、市場からベンチャーキャピタル等の資金を呼び込む仕組みを組み込むことにより、新エネルギーの自立的な発展を加速化します。

これまで、NEDOにおいては、新エネルギーの分野に関する研究開発プロジェクトを推進し、技術的に注目すべき数多くの成果を得ています。しかし、今後の新エネルギーの導入普及には、周辺技術、関連技術等の未だボトルネックとなっている技術課題が残されており、経済性の面での制約も課題となっています。

このため、本事業では、[1] 太陽光発電、[2] バイオマス、[3] 燃料電池・蓄電池、[4] 風力発電その他未利用エネルギー、の特に導入を促進すべきエネルギー分野に着目し、将来を見据えた技術開発を進め、技術の選択肢の多様化と技術革新の活性化を図るものです。

### (3) 本事業の特徴

本事業では、技術開発段階から事業化段階までの一貫した支援を行います。以下にその具体的な内容を示します。

#### 【特徴1】潜在的技術シーズを活用した技術開発を事業化に結びつけます。

- 1) 広い間口による潜在的技術シーズの発掘：社会のニーズに即した技術課題、かつ、ベンチャー・中小企業等の保有する技術シーズを活用することで解決が期待できる技術課題をNEDOが提示します。ただし、技術の選択肢を絞り込まず、トピックスとしての技術課題及び技術テーマ例を示すことで、申請の間口を広くします（技術課題及び技術テーマ例は、【平成22年度参照資料：技術課題】をご確認ください）。
- 2) ステージゲート審査の採用：技術開発から事業化に向けたステップによって設ける2つのフェーズにおけるフェーズAからフェーズBの過程で競争選抜を行い、有望テーマの選択と集中を図り、ベンチャービジネスやベンチャー企業等を支援する仕組みを導入します。

#### 【特徴2】技術開発から事業化に結びつけるための様々な周辺支援を、事業期間中に行います。

- 1) ハンズオン支援：NEDOが、事業者が抱える様々な課題解決のため、技術、知的財産、経営等を専門とする技術経営アドバイザー等と連携し、事業化支援を行います。
- 2) 事業化戦略策定支援：NEDOが、ビジネスプランの作成、ベンチャーキャピタル等からの資金運用などに関するセミナーを開催し、効果的な事業戦略の策定を支援します。

#### 【特徴3】技術開発成果を基にした事業化に向けて、事業期間終了後のフォローアップを行います。

- 1) 経営支援・資金獲得等の機会支援：ベンチャーキャピタル等から経営面・資金面等での支援を得るためのマッチングの場を設定します。
- 2) 次なるステップ等の助言：本事業で得られた技術開発成果の事業化に向けた検討にあたって、NEDO内外の公募事業への展開等についてアドバイス等を行います。
- 3) 広報宣伝活動支援：成果報告会や展示会等のイベントを活用し、新たなビジネスパートナー

や販路開拓のための場を設定します。

- 4) 中小企業技術革新制度（SBI R）による支援：採択事業者のうち、中小企業に該当される法人には、本事業の成果を利用した事業活動を行う際に様々な支援措置をご利用いただけます。

#### （4）本事業の内容（事業期間、契約形態、事業内容等）

本事業は、技術開発から事業化までのステップによって、3つのフェーズ（フェーズA、フェーズB、フェーズC）を設けます。平成22年度公募では、各フェーズへの申請を募集します。ただし、フェーズCへの申請は、平成22年度「イノベーション推進事業」の中で募集します。

#### <フェーズA>：フィージビリティ・スタディ

- 事業期間：1年間以内
- 契約形態：1千万円以内／年（委託：NEDO負担率100%）
- 事業内容：

技術シーズを保有している企業（ベンチャー・中小・大企業）等が、事業化に向けて必要となる基盤研究のためのフィージビリティ・スタディ（FS）（※1）を、産学官連携の体制で実施します。

#### （※1）「フィージビリティ・スタディ」とは

新製品や新事業に関する実行可能性や実現可能性を、検証する作業のことです。具体的には、科学的・技術的メリットの具体化と、技術開発の実施、技術動向調査、市場調査、ビジネスプランの作成等を行って、事業の実現可能性の見通しをつけることです。

#### <フェーズB>：基盤研究

- 事業期間：1年間程度
- 事業費：5千万円以内／年（委託：NEDO負担率100%）
- 事業内容：

フェーズA終了前に実施するステージゲート審査（※23）にて、事業の実現可能性が高いと評価されるテーマについて、企業（ベンチャー・中小・大企業）等が、プロトタイプの試作及びデータ計測等、事業化に向けて必要となる基盤技術の研究を、産学官連携の体制で実施します。

#### （※2）「ステージゲート審査」とは

ステージゲート審査は、外部有識者により行い、フェーズAからフェーズBへの継続可否について評価します。具体的には、フェーズA終了前に実施し、フェーズAで得られた結果（技術開発成果、ビジネスプラン、フェーズBでの計画等）をもとにフェーズBへの継続可否を判断します。

#### <フェーズC>：実用化研究開発（平成22年度イノベーション推進事業の中で募集します。）

- 事業期間：1年間程度
- 契約形態：5千万円以内（助成：助成率：2／3）

●事業内容：

事業化可能性の高い基盤技術を保有しているベンチャー・中小企業が、事業化に向けて必要となる実用化技術の研究、実証研究等を実施します。

(5) 実施体制

本事業におけるフェーズA及びBは、NEDOが選定する企業、大学等の法人（以下「委託先」という。）が、NEDOと委託研究契約等を締結して実施します。

複数機関で申請する場合は、代表となる機関を申請者とし、申請者以外の機関を連名申請者とします。申請者及び全ての連名申請者は【2. 応募の要件】を満たし、申請時には、複数機関の役割分担を明確にさせていただく必要があります。採択決定後の契約は、原則として連名契約となります。

なお、フェーズCは「新エネルギーベンチャー技術革新事業「フェーズC（実用化研究開発）」助成金交付規程」に従い、交付申請書の記載事項に基づいて実施します。

(6) 予算

1) 事業規模

平成22年度の事業規模

合計：8.0億円程度

2) 採択予定件数

予算の範囲内で、採択します。フェーズ毎（フェーズA、フェーズB及びフェーズC）及び技術分野毎の採択予定件数は決めておりません。なお、委託費は審査の結果及び国の予算の変更等により、申請額から減額して決定することがあります。

## 【2. 応募の要件】

### (1) 申請の要件

本事業では、[1] 太陽光発電、[2] バイオマス、[3] 燃料電池・蓄電池、[4] 風力発電その他未利用エネルギーの技術分野において、今後の新エネルギーの導入普及にボトルネックになっている周辺技術、関連技術等に関する技術開発テーマを採択し、実施します。

申請テーマが本事業の趣旨に該当するか否か、【平成22年度参照資料：技術課題】の技術分野、技術課題及び技術テーマ例一覧をご参照ください。

本事業におけるフェーズAは、フェーズBに進むことを前提としたものです。したがって、フェーズAにご応募頂き、委託先となった場合には、フェーズBへの継続可否の評価（ステージゲート審査）を必ず受けていただきます。

具体的な申請の要件は以下の通りです。

- 1) フェーズAまたはフェーズBのどちらか一つを選択し、本事業の対象としている技術分野において、産学官連携で実施する体制で、新事業の創成と拡大、新規企業の立ち上げ等を目指して技術開発を行う申請内容であること。
- 2) フェーズA事業期間終了までに、事業化が可能なビジネスプランを立てられること。
- 3) フェーズB事業期間終了までに、事業化の具体的な計画を立てられること。

### (2) 申請者の要件

本事業では、以下の要件を満たす法人等に応募資格があります。

複数機関で申請する場合は、代表となる機関を申請者とし、申請者以外の機関を連名申請者とします。申請者は、1)～10)の全ての要件を満たすことが必要です。また、全ての連名申請者は、1)及び6)～9)を満たすことが必要です。

- 1) 企業（ベンチャー・中小・大企業）、大学等（※4）法人格を有する機関であること。
- 2) 将来的に、ベンチャーキャピタル（※5）等からの外部資金の調達も含め、事業拡大を狙い、ベンチャーキャピタル等からの資金提供を受ける機会（マッチング）への参加が可能であること。
- 3) 大企業あるいはみなし大企業の場合、カーブアウト（※6）等による起業を行い、事業拡大を狙うこと。
- 4) 大学等の場合、起業を行い、事業拡大を狙うこと。
- 5) 独立行政法人又は公益法人の場合、他者に比べて優位性を有することを申請書に明記すること。
- 6) 関連分野の開発等に関する実績を有し、かつ、技術開発目標の達成及び技術開発の遂行に必要となる組織、人員等を有していること。
- 7) 申請テーマの実施に必要な設備等の開発環境が整備されていること。
- 8) 委託事業に係る経理その他事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。
- 9) 委託業務管理上NEDOの必要とする措置を適切に遂行できる体制を有すること。
- 10) 日本に登記されている企業等であって、日本国内に技術開発拠点を有していること。ただし、国外企業の特別の技術開発能力、技術開発施設等の活用あるいは国際標準獲得の

観点からの国外企業との連携が必要な場合はこの限りではありません。

なお、本事業における「中小企業者」は、下表に示す「資本金基準」又は「従業員基準」のいずれかを満足する企業であって、みなし大企業（注2）に該当しないものを指します。

主たる事業として 営んでいる業種	【資本金基準】 資本金の額又は出資の総額	【従業員基準】 常時使用する従業員の数
製造業その他（下記以外）	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

（注1）常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含まない。

（注2）本事業において、「みなし大企業」とは、以下のものをいう。

- ・発行済株式の総数又は出資総額の2分の1以上が、同一の大企業の所有に属している法人
- ・発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が、複数の大企業の所有に属している法人
- （注3）大企業とは、中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者で事業を営む者をいいます。ただし、以下に該当する者については、大企業者として取り扱わないものとします。
- ・中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する指定支援機関（ベンチャー財団）と基本約定書を締結した者（特定ベンチャーキャピタル）
- ・投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

### （※3）「大学等」とは

- ① 大学（学校教育法[昭和22年法律第26号]第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法[平成15年法律第112号]第2条第4項に規定する大学共同利用機関）
- ② 国又は公設の試験研究機関
- ③ 独立行政法人であって試験研究に関する業務を行うもの

### （※4）「ベンチャーキャピタル」とは

投資家から募集した資金の運用先を「未上場企業」に限定し、「上場」（株式公開）することによるキャピタルゲイン（上場益）を主とした運用益を収益源とする形態の企業で、自己資金を未上場企業に投資するケースと投資事業組合（ファンド）を設立し、ベンチャーキャピタルがそのファンドマネージャーとして、未上場企業に投資するケースとがあります。

### （※5）「カーブアウト」とは

「切り出す、分割する」という意味を持っており、文字通り、企業の中から事業を切り出すことを目的としています。大企業の中で埋もれた技術や人材を社外の別組織として独立させ、株式公開を目指すわけです。一方、スピノフは、子会社や事業部を親会社から分離することを指します。これにより、親会社は事業の選択と集中が進み、経営効率の向上を図ります。このようにスピノフ

フとカーブアウトは形態が非常に似ているのですが、親会社の主たる目的が異なります。

### (3) 申請に関する注意

- 1) 同一テーマで、両フェーズ（フェーズA及びフェーズB）へ同時に申請することはできません。
- 2) 同一申請者が、複数のテーマで申請をすることは可能です。
- 3) 複数機関で申請する場合は、採択決定後の契約は、原則として複数機関が連名で契約して業務を実施する形（連名契約（※6））となります。
- 4) 事業の全部を一括して第三者に再委託することはできません。また、特に再委託が必要となる合理的理由が認められない場合には、再委託を行うことはできません。再委託を行う合理的理由、必要性が特に高い場合には、(i) 再委託を行う合理的理由（連名による場合に比して特に効率性が高い理由を含むこと。）、(ii) 再委託先の名称及び住所等、(iii) 再委託を行う業務範囲、(iv) 再委託の必要性、(v) 再委託予定金額等をご記載いただき、それらに関し審査し適当と認められる場合にのみ承認を行うことといたします。なお、委託業務の一部を再委託することが承認された場合には、再委託した業務に伴う再委託先の行為については、委託先がNEDOに対して全ての責任を負うものとします。具体的には、以下のような対応等が必要となります。
  - ・ NEDOと委託先との間で締結する契約を遵守するために必要な事項等について再委託先と契約を締結すること。
  - ・ NEDOが委託先に対して行う検査と同等の内容の検査を実施すること。
  - ・ 検査に当たっては、原則2名以上の検査員をおくこと。
  - ・ 検査員は、NEDOが実施する「再委託先等への検査研修」に少なくとも一度は参加し、検査に対する理解を深めること。

### (※6) 「連名契約」とは

複数の委託先が、それぞれの明確な分担関係をもって、対等な立場でNEDOの委託業務を行う場合に、連名で契約して、業務を実施するケースです。

### 【3. 応募にあたっての留意事項】

#### (1) 重複応募の排除

申請者に「不合理な重複」(※7)、「過度の集中」(※8)が発生している場合は、本事業の対象とせず、採択は行いません。

なお、申請内容の虚偽、助成金の重複受給等が判明した場合、契約締結後であっても契約を取り消し、委託費の返還請求、罰則の適用が行われることがあります。

### (※7) 「不合理な重複」とは

同一の申請者（研究者）による同一の研究開発課題（委託費又は助成金（以下、「研究費」という。）が配分される研究開発の名称及びその内容をいう。以下同じ。）に対して、複数の研究費が不

必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- ・ 実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究開発課題について、複数の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・ 既に採択され、配分済の研究費と実質的に同一の研究開発課題について、重ねて申請があった場合
- ・ 複数の研究開発課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・ その他これらに準ずる場合

### （※8）「過度の集中」とは

一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- ・ 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・ 当該研究開発課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（%））に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- ・ 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・ その他これらに準ずる場合

### **（2） 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応**

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成20年12月3日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。（※9））及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（平成16年4月1日16年度機構達第1号。NEDO策定。以下「補助金停止等機構達」という。（※10））に基づき、当機構は資金配分機関として必要な措置を講じることとします。あわせて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

### （※9）「不正使用等指針」について

経済産業省ホームページをご参照ください。

<http://www.meti.go.jp/press/20081203006/20081203006.html>

### （※10）「補助金停止等機構達」について

NEDOホームページをご参照ください。

<http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu/index.html>

#### **1) 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合**

- ① 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。

- ② 「不正な使用」を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、当機構の事業への応募を制限します。（不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降2～5年間の応募を制限します。また、補助金停止等機構達に基づき、不正があったと認定した日から最大6年間の補助金交付等の停止の措置を行います。）
- ③ 「不正な受給」を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、当機構の事業への応募を制限します。（不正使用等指針に基づき、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降5年間の応募を制限します。また、補助金停止等機構達に基づき、不正があったと認定した日から最大6年間の補助金交付等の停止の措置を行います。）
- ④ 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
- ⑤ 他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも①～③の措置を講じることがあります。

## 2) 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成20年12月3日経済産業省策定）に基づく体制整備等の実施状況報告等について

- ① 本事業の（補助／契約）に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。
- ② 体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。
- ③ また、当機構では、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

### (3) 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成19年12月26日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。（※11））及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」（平成20年2月1日19年度機構達第17号。NEDO策定。以下「研究不正機構達」という。（※12））に基づき、当機構は資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

#### （※11）「研究不正指針」について

経済産業省ホームページをご参照ください

<http://www.meti.go.jp/press/20071226002/20071226002.html>

**(※12) 「研究不正機構達」について**

NEDOホームページをご参照ください

<http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu/index.html>

**1) 本事業において不正行為があると認められた場合**

- ①当該研究費について、不正行為の重大性を考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
- ②不正行為に関与した者に対し、当機構の事業への翌年度以降の応募を制限します。(応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降2～10年間)
- ③不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、当機構の事業への翌年度以降の応募を制限します。(応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1～3年間)
- ④府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記③により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
- ⑤NEDOは不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

**2) 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合**

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者(当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。)については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

**(4) NEDOにおける研究不正等の告発受付窓口**

NEDOにおける公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 検査・業務管理部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310

電話番号 : 044-520-5131

FAX番号 : 044-520-5133

電子メール：[helpdesk-2@nedo.go.jp](mailto:helpdesk-2@nedo.go.jp)

ホームページ：<http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu/index.html>

(電話による受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分です。)

#### 【4. 提出期限及び提出先】

本公募要領に従い提出書類を作成し、応募期間内（平成22年3月19日（金）～平成22年5月24日（月）15：00迄）に郵送（宅配便等も含む）又は持参にてご提出ください。FAX及び電子メールによる提出は受け付けられません。また、提出書類は返却いたしません。

ただし、平成22年度イノベーション推進事業の中で募集している、本事業におけるフェーズCへの申請の提出期限は平成22年5月17日（月）15：00必着です。

※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合はNEDOホームページにてお知らせいたします。

- ・提出期限：平成22年5月24日（月）15：00必着（郵送・宅配便等含む）
- ・送付先：独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
研究開発推進部 技術革新・基盤技術G  
担当 市川（いちかわ）、園田（そのだ）  
〒212-8554  
神奈川県川崎市幸区大宮町1310番  
ミューザ川崎セントラルタワー 20階

※ 郵送の場合は、封筒に新エネルギーベンチャー技術革新事業に係る提出書類在中と朱書きの上、郵送（提出）してください。また、「申請書類受理票」の返送用に、連絡責任者宛先を明記し、80円切手を貼付した返送用封筒を同封してください。

※ 持参の場合は16階総合案内にて受付を行い、案内に従ってください。なお、受付は平日の10：00～12：00及び13：00～17：00とさせていただきます。

## 【5. 応募方法】

### (1) 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による申請

本事業への申請は、府省共通研究開発管理システム (e-Rad) (※13) への申請と、NED Oへの申請書類の提出の両方の手続きが必要となります。このe-Radによる申請手続きを行わないと本事業への申請ができませんので、ご注意ください。

#### 【※13】府省共通研究開発管理システム (e-Rad) について

各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセス (応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等) をオンライン化する府省横断的なシステムです。「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの愛称で、Research and Development (科学技術のための研究開発) の頭文字に、Electric (電子) の頭文字を冠したものです。「e-Rad」に関しては、下記のURLを参照してください。システムの操作方法に関する問合せは、下記のヘルプデスクにて受け付けます。

- e-Rad ポータルサイト <http://www.e-Rad.go.jp/>
- e-Rad 利用可能時間帯 6:00~26:00 (月~金)、18:00~26:00 (日)  
(土曜日は運用停止、祝祭日は上記のとおり利用可能)
- e-Rad ヘルプデスク  
対象者：研究機関の事務担当者、研究機関に所属しない研究者  
※研究機関に所属する研究者は、研究機関経由でお問い合わせください。  
電話番号：0120-066-877 (フリーダイヤル)  
受付時間：午前9:30~午後5:30 ※土曜日、日曜日、祝祭日を除く

#### 【手続きの概略】

以下、①~⑥の手続きのうち、①~③の手続きは、すでに所属研究機関及び研究代表者のIDを取得されている場合は不要です (④~⑥の手続きは必要です)。

##### ①所属研究機関の登録

申請にあたっては、応募時までにe-Radに研究者が登録されていることが必要になります。研究者の所属機関で1名、e-Radに関する事務代表者を決めていただき、事務代表者はe-Radポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を (事務分担者を設ける場合は、事務分担者申請も併せて) 行ってください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。

※ [\[システム利用にあたっての事前準備のページ\]](#) をご覧ください。

##### ②電子証明書のインポート

e-Radのシステム運用担当から登録申請をされた所属研究機関通知書 (事務代表者のシステムログインID、初期パスワード)、電子証明書が届きます。作業用PCに電子証明書をインポートし、通知書に記載されたログインID、初期パスワードを入力してログインします。

### ③研究者情報等の登録

e-Rad上で、部局情報、事務分担者（設ける場合）、研究代表者（本申請において業務管理者）を登録し、事務分担者用及び研究者代表者用のID、パスワードを取得します。

### ④公募募要領等のダウンロードと申請書類等の作成

NEDOホームページの[\[公募情報\]](#)の当該事業ページから公募要領等をダウンロードし、申請書類等を作成・準備します。

### ⑤応募基本情報の入力と提出

e-Radポータルサイトへログインし、研究代表者が公募件名に対する応募基本情報を入力の上、申請書をアップロードします。さらに、応募基本情報を印刷してください。（印刷物はNEDOへの提出書類として必要となります。申請書以降の印刷は不要です。）

### ⑥応募情報の確認と登録

応募情報ファイルの内容に不備がないことを確認してから「確認完了・提出」ボタンをクリックし、登録を完了して下さい。「確認完了・提出」ボタンを押さないとe-Rad上での登録が完了しません。

## 【注意事項】

- ・ 申請書類（アップロードファイル）は「Word」、「PDF」のいずれかの形式にて作成し、応募してください。「Word」、「PDF」の対応バージョンについては、e-Radポータルサイトをご参照ください。
- ・ アップロードできるファイルは1つです。申請書類を1つのファイルにまとめてください。
- ・ 申請書類に貼り付ける画像ファイルの種類は「GIF」、「BMP」、「JPEG」、「PNG」形式のみとしてください。それ以外の画像データを貼り付けた場合、正しくPDF形式に変換されません。画像データの貼り付け方については、e-Radポータルサイトの操作方法をご参照ください。
- ・ アップロードできるファイルの最大容量は3MBです。それを超える容量のファイルは画像の解像度を落とす等の調整をしていただき、それでも3MB以内に収めることが不可能な場合はNEDO研究開発推進部 技術革新・基盤技術グループへお問い合わせください。
- ・ 申請書類は、アップロードを行うと、自動的にPDFファイルに変換します。外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性がありますので、変換されたPDFファイルの内容をシステムで必ず確認してください。利用可能な文字に関しては、e-Radポータルサイトにてご確認ください。
- ・ 申請書類を提出する際には、e-Radに登録されている必要があります。申請の前に十分余裕をもってご準備いただき、紙による申請書類提出締め切り日までに登録を完了するようお願い致します。
- ・ 提出締め日までにシステムの「受付状況一覧画面」の受付状況が「配分機関受付中」となっている必要があります。正しく操作しているにもかかわらず、提出締め日までに「配分機関受付中」にならなかった場合は、e-Radのヘルプデスクまで連絡してください。
- ・ 申請書の受理状況は、「受付状況一覧画面」から確認することができます。
- ・ 複数機関で申請する場合は、申請者及び全ての連名申請者について、機関毎にe-Radへ申請してください。

(2) 提出に必要な書類等の作成

平成22年度公募では、フェーズA及びBへの申請を募集します。フェーズCへの募集は、平成22年度「イノベーション推進事業」の中で募集します。

- ① 提出に必要な書類等は、NEDOホームページの [\[公募情報\]](#) の当該事業ページからダウンロードできます。提出書類は、「フェーズA提出書類」又は「フェーズB提出書類」をダウンロードし、申請フェーズの提出書類を作成してください。申請フェーズと異なる提出書類を使用しないように注意してください。
- ② 申請フェーズに関わらず、「電子データ要旨情報（フェーズA及びB）」は、申請テーマ毎に作成してください。作成後、電子データ（エクセルファイル）で提出してください。
- ③ いずれの提出書類も、すべてA4版とし、左とじダブルクリップ留めして提出してください（ホッチキス留め、製本は行わないでください）。提出書類（正）は片面印刷で、提出書類（副）は両面印刷とし、すべての書類に縦二穴パンチ穴をあけてください。
- ④ 本事業においては、NEDOの「業務委託契約約款」に合意することが、委託先の要件になります。なお、「業務委託契約約款」が変更された場合は、最新のものを用います。「業務委託契約約款」の詳細につきましては、NEDOホームページの [\[委託・補助手続き等\]](#) を参照願います。「業務委託契約約款」について疑義がある場合は、その内容を示す文書1部を添付してください。

★「フェーズA提出書類」または「フェーズB提出書類」を入手した上で作成して下さい。★

<b>1. 提出書類（正：片面印刷）</b>	<b>1部</b>
①申請用書類チェックリスト・申請書類受理票	
②申請書〔表紙〕	
③申請書〔要約〕	
④申請書〔本文〕	
⑤実施計画及び実施経費計画（別添1）	
⑥業務管理者研究経歴書（別添2）	
⑦主要開発者一覧（別添3）	
⑧利害関係のある評価者（別添4）	
⑨法人案内パンフレット等（法人経歴のわかるもの）	
⑩直近の決算報告書	
⑪e-Rad 応募基本情報	
<b>2. 提出書類（副：両面印刷） 上記②、③、④、⑤、⑦、⑩の写し</b>	<b>20部</b>
②申請書〔表紙〕	
③申請書〔要約〕	
④申請書〔本文〕	
⑤実施計画及び実施経費計画（別添1）	
⑦主要開発者一覧（別添3）	
⑩直近の決算報告書	
<b>3. CD-R ⑫、⑬の電子データを保存したCD-R</b>	<b>1部</b>
⑫電子データ要旨情報の電子データ（エクセルファイル）	
⑬②～⑧の電子データ（ワードファイル）	
<b>4. 提出書類を郵送で提出する場合（持参の場合は不要です）</b>	<b>1部</b>
申請書類受理票の返送用封筒（連絡責任者の宛先明記、80円切手貼付）	

### (3) 提出書類の受理に関する注意事項

- ・ 提出書類を受理した場合は、申請書類受理票をお渡しします（郵送による提出の場合は、後日、郵送にてお送りします）。
- ・ 提出期限を過ぎた提出書類は受理できません。
- ・ 応募の要件を有しない者の提出書類、または不備がある提出書類は、受理できないことがあります。
- ・ 提出された書類等は返却致しませんので予めご了承ください。

## 【6. 秘密の保持】

### (1) 提出物の管理

提出書類等は本事業の委託先選定のためにのみ用い、NEDO内で厳重に管理いたします。なお、取得した個人情報については、本事業の委託先選定にあたっての審査のために利用いたしますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。ご提供いただいた個人情報は、上記の目的以外で利用することはありません。（ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。）なお、審査の実施にあたり、提出書類の写しを審査委員に郵送により送付することがありますので、あらかじめご了承ください。

### (2) 応募情報の公表

採択された技術開発テーマについては、申請者の名称、申請テーマの名称をNEDOのホームページ等で公表します。不採択となった申請テーマについては、当該申請者に対してのみ、不採択理由とともに結果を通知します。ただし、他の助成機関等からの依頼・問合せ等に対して、その依頼・問合せが妥当と認められた場合は、使用目的を限ってその機関に申請者の企業名、事業の名称及び事業の概要等を知らせることがあります。

### (3) 個人情報の取り扱い

- ・ 提出物等により取得した個人情報は審査及び審査に係る説明会等のご案内、資料送付等に利用します。
- ・ また、審査後の通知及び関係する説明会のご案内、資料送付等に利用します。
- ・ また、NEDOが開催する成果報告会、セミナー、シンポジウム等のご案内、資料送付等に利用します。
- ・ ご提供いただいた個人情報は、上記の利用目的以外で利用することはありません（ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます）。

## 【7. 委託先の選定について】

### (1) 審査方法

申請書に対して、外部の有識者による事前審査を行います。事前審査の過程で、必要に応じて資料の追加やプレゼンテーションの実施等をお願いする場合があります。プレゼンテーションを実施していただく場合の日時・場所等は、NEDOより、申請書に示された「連絡責任者」にご連絡いたします。

委託先は、NEDO内に設置した契約・助成審査委員会において、上述で実施した事前審査の結果を踏まえ、NEDOが定める基準等により審査を行い、最終的に決定します。

委託先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには一切応じられないことになっていきますので予めご了承ください。

なお、申請テーマに関して、利害関係（※14）があり、公正な評価が保証されないと申請者が判断する場合は、提出書類の中の「⑧利害関係のある評価者」にその評価者の所属、氏名及び理由を記載してください。

### （※14）利害関係者の定義について

#### 1 規程

NEDOでは、NEDO技術委員・技術委員会等規程（平成15年度規程第63号）（以下、規程という。）第25条及び第32条それぞれの第2項において、利害関係者を次のとおり規定しています。

#### 【規程抜粋】

- 2 利害関係者の範囲は、次の各号に定める通りとする。
  - 一 審査を受ける者と親族関係にある者
  - 二 審査を受ける者と大学・研究機関において同一の学科・研究室等又は同一の企業に所属している者
  - 三 審査を受ける者が提案する課題の中で研究分担者若しくは共同研究者となっている者又はその者に所属している者
  - 四 審査を受ける者が提案する課題と直接的な競争関係にある者又はその者に所属している者
  - 五 その他機構が利害関係者と判断した者

### (2) 審査基準

#### 1) 技術審査

- ① 実施する技術開発に新規性があり、解決すべき技術課題が明確に示されていること。
- ② 技術開発の目標が合理的な根拠のもと設定されており、事業化に向けて適切なものとなっていること。
- ③ 技術課題の解決方法が、実験データ、論文等の科学的根拠に基づき提案されており、予定期間内に技術課題が解決される可能性が高いこと。
- ④ 申請テーマが、競合技術・従来技術と比較して優位性・独自性が高いこと。
- ⑤ 申請テーマが、CO<sub>2</sub>削減効果等国民生活や社会経済に対する波及効果が大きいこと。

⑥ 実施計画、実施体制等が適切なものとなっており、費用対効果が高いこと。

## 2) 事業化審査

- ① 事業化の基盤となる知財戦略等が十分に検討されていること。
- ② 想定するビジネスが、市場ニーズをふまえ、競合するビジネスと比較し優位性が高いこと。
- ③ 想定する事業化までの達成時期、事業化までのマイルストーン、ビジネスフォーメーションと役割分担が具体的に示されており、実現可能性が高いこと。

## (3) 委託先の決定及び通知

### 1) 採択結果の公表等について

採択、不採択に拘らず、その結果を応募者に対して通知します。採択された開発テーマ等についてはNEDOのホームページ等で公表します。不採択となった案件については、当該申請者に対してのみ、不採択理由とともに結果を通知します。

### 2) 事前審査委員の氏名の公表について

当該事前審査委員の氏名については、上記採択結果の公表時に併せて公表するものとします。

### 3) 附帯条件

採択に当たって付帯条件がある場合（例：実施体制の見直し等）、通知文に明記することがあります。

## (4) スケジュール

平成22年3月19日（金）	公募開始
4月中旬	公募説明会&個別相談会
5月24日（月）	公募締め切り
5月中旬～7月中旬（予定）	審査
7月下旬（予定）	契約・助成審査委員会
8月上旬（予定）	委託先決定
8月中旬以降	契約・研究開始

公募説明会への出席は応募の必須条件ではありませんが、応募を予定される方は可能な限り出席してください。出席にあたり、会場準備の都合上事前登録をお願いしています。事前登録は、NEDOホームページの [\[公募説明会参加申込\]](#) からお願いします。

## (5) その他の留意事項

- ・ 委託期間終了後、追跡調査・評価にご協力頂く場合があります。
- ・ 特許等の取得状況及び事業化状況調査（バイドールフォローアップ調査）についても、ご協力を頂く場合があります。

## 【8. 問い合わせ先】

本事業の内容に関するお問い合わせは、5月20日（木）までに限り、下記まで平日10：00～12：00及び13：00～17：00の間にご連絡ください。但し、審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

### [連絡先]

〒212-8554

神奈川県川崎市幸区大宮町1310番 ミューザ川崎セントラルタワー 20階

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）

研究開発推進部 技術革新・基盤技術G 河口（こうぐち）、市川（いちかわ）園田（そのだ）

TEL：044-520-5171、FAX：044-520-5177

電子メール：venture@nedo.go.jp

また、上記以外にも、以下の場所において実施します。

### 1) NEDO 北海道支部 事業管理部

〒060-0003

北海道札幌市中央区北3条西3丁目1番47号（NORTH33ビル8階）

TEL：011-281-3355

### 2) NEDO 関西支部 事業管理部

〒530-0001

大阪府大阪市北区梅田3丁目3番10号（梅田ダイビル16階）

TEL：06-4306-5021

### 3) NEDO 九州支部 事業管理部

〒812-0011

福岡県福岡市博多区博多駅前2丁目19番24号（大博センタービル10階）

TEL：092-411-7831